



登記権利証（登記識別情報通 知）を紛失した場合の対応

司法書士

桐蔭横浜大学法学部客員教授 相馬計一

【プロローグ】
今回は、盗難あるいは不注意により、「登記権利証（登記識別情報通知）」を紛失してしまった場合の対処や対応について、説明します。

◎第三者に所有権移転登記される恐れ

「登記権利証（登記識別情報通知）」を紛失し、第三者にそれを入手された場合、即ち、勝手に所有権移転をされる可能性は低いと思われます。それを行うには、本人の「印鑑証明書」と「実印」が必要となるため、一般的には容易なことではないからです。しかし、これらを偽造して勝手に不正な所有権移転登記を完了する「登記犯罪」も存在するため、可能性がないわけではありません。

◎不正登記防止の申出について

平成17年に施行された、改正不動産登記法（準則35条で、「不正登記防止の申出」制度が創設されました。不正登記防止申出を行うためには、以下のことなどが必要になります。
①不正な登記がされる、差し迫った危険が認められる。
②警察に被害届を出している等、申出が必要となつた理由に対応する措置を探っている事実の確認（緊急の場合は、申出受付後の対応でも良いとされています）。
③登記名義人または代理人が登記所に出頭して、申出書を登記官に提出する。

◎不正登記防止申出の効果

不正登記防止申出がなされ、3ヶ月以内に申出にかかる登記の申請があったときは、登記所から速やかに、申出をした者に登記の申請があ

登記識別情報通知とは？

【不動産】 ○○市○○町××番××の土地	登記「オンライン申請」導入に伴い、登記権利証に代えて発行されるアラビア数字その他の組合せからなる12桁の符号。登記の申請の際に本人確認のため利用
【不動産番号】 xxxxxxxxxx	
【登記の目的】 所有権移転	
【登記名義人】 ○○市○○町××番× ○○○○	
【登記識別情報】	
目隠しシール	

非常に重要な情報のため、目隠しシールをはり付けて交付される



Vol.391

全面的価格賠償による共有物分割訴訟で、権利の濫用に当たると請求棄却のケース

弁護士 高津公子



【相談】

「知り合いのAが、亡夫の遺産相続でマンションの持分（3分の1）を取得しました。Aの長男は父の生前に死亡し、長男の遺児Bが代襲相続（相続人はBとA）。マンションは夫と長男が共同購入した物件でAが居住していましたが、遺児側（Bとその母）は、長男の相続と今回の代襲相続で持分が合計3分の2となつたことから、Bの教育費のためにマンション売却を希望しています。Aはここで人生を終えたいと反対していますが、現物分割は不可能ですか？」裁判では競売になると聞き、困惑しています。

（民法1条3項）があります。最近一二審とも、権利濫用で分割請求棄却の判決が出たので説明します。

◎分割協議の前提を覆すのは権利の濫用

これまでの「登記権利証」には、その登記権利証を失効させる手続きはありませんでした。しかし、「登記識別情報通知」に関しては、不動産登記法規則65条で、登記識別情報通知を失効させる手続きが定められています。登記を任意売却や代價分割が認められているため（家事審判規則108条の3、109条）、共有物分割でも価格賠償の採否が論争されました。

最高裁は昭和62年4月22日大法廷判決で民法所定の分割方法厳守を変更し、持分の価格を超える現物を取得した共有者に超過分の対価を払わせる部分的価格賠償を認めました。その後平成8年10月31日、最高裁1小は「共有物を特定の者に取得させるのが相当であり、価格が適正に評価され、取得者に支払能力があり、共

有者間の実質的公平を害しない手段の事由があるときは全面的価格賠償による分割も許される」と判示し、現在では特段の事由があるときに取得させるのが相当であり、価格が

本件でも分割請求自体を権利濫用で争う余地があります。

面的価格賠償が可能になりました。
ただし分割請求権があります。権利の濫用で行使が権利の濫用となる場合は行使を許さない「法理」であります。

